

令和8年度子どもの権利擁護部会の開催状況について

1 所掌事項

- ① 施設入所など児童相談所の措置が、児童や保護者の意向と一致しない事例や子ども家庭総合支援センター所長が必要と認める事例について、諮問を受けて答申すること。
- ② 板橋区の子どもの権利擁護事業において、解決が特に困難な事例について、諮問を受けて答申すること。
- ③ 被措置児童等虐待に係る措置について報告を受けること。また、その措置について意見を述べること。
- ④ 立入調査や一時保護の実施状況等の報告を受けること。
- ⑤ 措置等に対する子ども本人又は子どもに関わる関係機関からの申立てについて調査審議し、意見を述べること。

2 開催状況

(1) 開催回数

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (6月末時点)
開催回数	5回	6回	5回	1回

(2) 審議件数

審議事例	年度	
	令和7年度	令和8年度 (6月末時点)
(1) 児童又はその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない事例	11件	1件
(2) 子ども家庭総合支援センター所長が必要と認める事例	0件	0件
(3) 板橋区子どもの権利擁護事業において、解決が特に困難な事例	0件	0件
(4) 緊急を要し、諮問するいとまがなく、事後報告となった事例	0件	0件
(5) その他（諮問した事例のその後の経過報告など）	0件	0件
計	11件	1件

(3) 被措置児童等虐待の状況報告

年度	受理 件数	調査 済み	虐待 該当	虐待該当内訳				
				社会的養護 関係施設	里親等	一時保護 施設等	虐待 該当	保育所等 ※1
令和5年度	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	-
令和6年度	3件	3件	2件	2件	0件	0件	0件	-
令和7年度	3件 ※2	1件	1件	0件	0件	0件	0件	1件 ※3
令和8年度 (6月末時点)	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

※1 児童福祉法等が一部改正され、令和7年10月1日より、児童養護施設等と同様に保育所等の職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられたほか、毎年度、被措置児童等虐待の状況等を都道府県に報告することが義務付けられた。

※2 受理件数3件のうち2件は1件の調査の過程で、関連する別事案が判明したものであるが、統計上2件で計上している。

※3 令和7年度の保育所等における虐待該当については「放課後児童健全育成事業」における事案。

被措置児童等虐待とは（児童福祉法第33条の10）

被措置児童等虐待とは、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業等、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業若しくは乳児等通園支援事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設若しくは認可外保育施設（第59条第1項に規定する施設のうち、第6条の3第9項から第12項まで又は第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。次項第5号において同じ。）の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該一時保護施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、事業を利用する児童、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 4 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。